

# **安全衛生措置事前評価実施要領**

**制定 平成21年11月**

**改定 平成22年 3月**

**川 越 市**

## 目 次

1	目的	1
2	考え方	1
3	対象	1
4	実施者等	1
5	制度の仕組み	1
6	制度の流れ	2
7	安全衛生措置事前評価検討会	5
8	制度の運用に当たって	7
9	様式第1号 安全衛生措置事前評価検討会設置判断シート	8
10	様式第2号 “MUST” チェックシート（事務所衛生基準規則等）	13
11	様式第3号 安全衛生措置事前評価シート	17
12	様式第4号 安全衛生措置事前評価検討会設置協議書	19
13	様式第5号 安全衛生措置事前評価検討会設置協議結果通知書	20
14	様式第6号 安全衛生措置事前評価検討会構成員の推薦について（依頼）	21
15	様式第7号 安全衛生措置事前評価検討会構成員決定通知書	22
16	様式第8号 安全衛生措置事前評価検討会構成員決定通知書	23
17	様式第9号 安全衛生措置事前評価検討会構成員決定通知書	24
18	様式第10号 安全衛生措置事前評価検討会の開催について（通知）	25
19	様式第11号 安全衛生措置事前評価検討会の開催について（通知）	26
20	様式第12号 安全衛生措置事前評価検討会結果報告書	27
21	様式第13号 安全衛生措置事前評価検討結果通知書	28
22	様式第14号 安全衛生措置事前評価検討会設置要否再審議依頼書	29
23	様式第15号 安全衛生措置事前評価検討会設置要否決定通知書	30
24	様式第16号 安全衛生措置事前評価に係る案件について（報告）	31
25	様式第17号 安全衛生措置事前評価実施要領の見直しについて（依頼）	32
26	安全衛生措置事前評価の流れ	33

## 1 目的

建設物、設備、機械、器具及び原材料に係る安全衛生措置について事前に評価することにより、災害発生及び健康障害を防止することを目的とします。

## 2 考え方

建設物、設備、機械、器具及び原材料の設計、建設、使用等については、労働安全衛生法をはじめ、様々な法令によって、その安全衛生措置の実施が求められているところです。

労働安全衛生法では、建設物、設備、機械、器具、原材料等の設計、建設、使用等について、事業者は、労働災害の発生の防止に資するように努めなければならないとされています。また、業種によっては、労働者の危険及び健康障害を防止するため、リスクアセスメントを実施し、必要な措置を講ずるように努めなければならないとされています。

そこで、労働安全衛生法等の遵守のため、下記対象に対し、安全衛生措置が施されているかどうか、事前に評価する制度を策定し、労働者の危険及び健康障害の防止対策について、確立していこうとするものです。

## 3 対象

(1) 新たに建設する施設

(2) 新たに設置又は導入する設備・機械・器具

ただし、本市のいずれかの事業場で使用しているものと同等のものを買替え、入替え等の場合には、対象に含めないものとします。

(3) 施設又は設備の大規模な改築又は主要な構造の変更

(4) 本市で新たに採用する原材料

## 4 実施者等

(1) 実施者は、事業所管とします。

(2) 協議先は、「3対象」を所管する事業場安全衛生委員会とします。

## 5 制度の仕組み

(1) 評価対象の抽出

事業所管は、上記対象と類推されるものがある場合、その対象が本制度の評価対象であるかどうか判断します。判断に困難を要する場合には、「3対象」

を所管する事業場安全衛生委員会と協議します。

## (2) 安全衛生措置事前評価検討会設置の要否の検討

- ① 事業所管は、評価する対象がある場合、事前に、別紙「安全衛生措置事前評価検討会設置判断シート（様式第1号）」を作成し、対象の安全衛生措置について検討します。
- ② 事業所管は、実施する対象が「施設」である場合には、事前に、別紙「“MUST”チェックシート（事務所衛生基準規則等）（様式第2号）」を作成し、対象の衛生面に係る項目について確認します。また、建築担当課へ当該シートを送付し、建築の際に、それぞれの項目が措置されるよう依頼します。
- ③ 事業所管は、対象について危険性又は有害性の度合いが高く、安全衛生措置事前評価検討会設置判断シート（様式第1号）及び“MUST”チェックシート（事務所衛生基準規則等）（様式第2号）では、十分に安全衛生措置が講じられているか判断できないような場合には、事業場安全衛生委員会の判断に基づき安全衛生措置事前評価検討会を開催し、評価します。
- ④ 安全衛生措置事前評価検討会設置判断シート（様式第1号）及び“MUST”チェックシート（事務所衛生基準規則等）（様式第2号）の検討並びに安全衛生措置事前評価検討会の設置の要否の決定については、「3対象」を所管する事業場安全衛生委員会が行います。

## (3) 安全衛生措置事前評価検討会における評価

- ① 安全衛生措置事前評価検討会の開催、進行等は、事業所管が行います。
- ② 安全衛生措置事前評価検討会では、別紙「安全衛生措置事前評価シート（様式第3号）」により検討します。
- ③ 安全衛生措置事前評価検討会の結果に基づき、事業所管は対象の安全衛生措置が確実に実施されるよう配慮します。

# 6 制度の流れ

## (1) 事業所管

- ① 事業所管は、評価する対象がある場合には、事前に、安全衛生措置事前評価検討会設置判断シート（様式第1号）を作成し、「3対象」を所管する事業場安全衛生委員会へ提出します。
- ② 事業所管は、対象が施設である場合には、“MUST”チェックシート（事務所衛生基準規則等）（様式第2号）を作成し、「3対象」を所管する事業場安全衛生委員会へ提出するとともに、建築担当課へ当該シートを送付し、建築の際に、それぞれの項目が措置されるよう依頼します。

- ③ 事業所管は、別紙「安全衛生措置事前評価検討会設置協議書（様式第4号）」を作成し、「3対象」を所管する事業場安全衛生委員会へ提出します。
- ④ 事業所管は、安全衛生措置事前評価検討会が設置された場合には、開催事務をつかさどります。なお、構成員への開催通知については、別紙「安全衛生措置事前評価検討会の開催について（様式第10号）（様式第11号）」を用います。
- ⑤ 事業所管は、事業場安全衛生委員会から別紙「安全衛生措置事前評価検討結果通知書（様式第13号）」が通知された場合には、その内容が対象の安全衛生措置に反映されるように配慮します。
- ⑥ 事業所管は、安全衛生措置事前評価検討会が設置されなかった場合には、安全衛生措置事前評価検討会設置判断シート（様式第1号）及び“MUST”チェックシート（事務所衛生基準規則等）（様式第2号）を基に、適切な安全衛生措置を実施します。

## (2) 事業場安全衛生委員会

- ① 事業場安全衛生委員会は、安全衛生措置事前評価検討会設置判断シート（様式第1号）及び“MUST”チェックシート（事務所衛生基準規則等）（様式第2号）を基に、安全衛生措置事前評価検討会の設置の要否を審議し、事業所管に対し、別紙「安全衛生措置事前評価検討会設置協議結果通知書（様式第5号）」により通知します。また、同通知書の写しを総務部職員課安全衛生担当へ提出します。
- ② 事業場安全衛生委員会は、安全衛生措置事前評価検討会の設置を要すると判断した場合には、事業所管と、構成員について協議します。
- ③ 事業場安全衛生委員会は、職員団体の推薦する者については、別紙「安全衛生措置事前評価検討会構成員の推薦について（依頼）（様式第6号）」により、自治労埼玉県本部川越市職分会執行委員長あてに、構成員の推薦を依頼します。
- ④ 事業場安全衛生委員会は、構成員を決定した場合には、事業所管に対し、別紙「安全衛生措置事前評価検討会構成員決定通知書（様式第7号）」により通知します。また、構成員の所属長に対しては別紙「安全衛生措置事前評価検討会構成員決定通知書（様式第8号）」により、構成員に対しては別紙「安全衛生措置事前評価検討会構成員決定通知書（様式第9号）」により通知します。
- ⑤ 事業場安全衛生委員会は、安全衛生措置事前評価検討会の設置を要しないと決定した場合には、別紙「安全衛生措置事前評価検討会設置要否再審議依頼書（様式第14号）」を安全衛生措置事前評価審査会に提出します。
- ⑥ 事業場安全衛生委員会は、安全衛生措置事前評価審査会から別紙「安全

衛生措置事前評価検討会設置要否決定通知書（様式第15号）」により設置が必要な旨の通知を受けた場合には、安全衛生措置事前評価検討会を設置します。

- ⑦ 事業場安全衛生委員会は、安全衛生措置事前評価検討会から別紙「安全衛生措置事前評価検討会結果報告書（様式第12号）」が提出された場合には、その内容について審議します。
- ⑧ 事業場安全衛生委員会は、安全衛生措置事前評価検討会の結果報告に対する審議結果を別紙「安全衛生措置事前評価検討結果通知書（様式第13号）」により、事業所管へ通知します。
- ⑨ 事業場安全衛生委員会は、安全衛生措置事前評価検討会で評価する（した）案件及び安全衛生措置事前評価検討会での評価を要しないとした案件について、その概要及び結果を別紙「安全衛生措置事前評価に係る案件について（様式第16号）」により川越市職員安全衛生委員会及び総務部職員課安全衛生担当へ報告します。この報告は、安全衛生措置事前評価検討会の開催の要否を決定したとき、及び審議を終了したときに行うものとします。

### (3) 安全衛生措置事前評価審査会

- ① 安全衛生措置事前評価審査会は、事業場安全衛生委員会で、安全衛生措置事前評価検討会の設置を要しないとした案件について再度設置の要否を審議するとき、又は本制度の運用等の見直しについて審議するとき設置します。
- ② 安全衛生措置事前評価審査会の構成員は、次のとおりとします。
  - ア 会長  
総括安全衛生管理者の職にある者
  - イ 副会長  
安全管理者及び衛生管理者のうちから総括安全衛生管理者が指名する者並びに職員団体が推薦する者（それぞれ1名）
  - ウ 会員  
安全管理者及び衛生管理者のうちから総括安全衛生管理者が指名する者並びに職員団体が推薦する者（それぞれ3名）
- ③ 安全衛生措置事前評価審査会は、事業場安全衛生委員会が、安全衛生措置事前評価検討会の設置を要しないとした案件について、再度設置の要否を審議し、その審議結果を安全衛生措置事前評価検討会設置要否決定通知書（様式第15号）により、事業場安全衛生委員会へ通知します。
- ④ 安全衛生措置事前評価審査会は、事業所管、事業場安全衛生委員会等から、別紙「安全衛生措置事前評価実施要領の見直しについて（依頼）（様式

第17号)」により、本制度の見直しについて依頼があった場合には、審議し、その審議結果を川越市職員安全衛生委員会へ報告します。

## 7 安全衛生措置事前評価検討会

### (1) 位置付け

安全衛生措置事前評価検討会は、事業場安全衛生委員会の作業部会とします。よって、安全衛生措置事前評価検討会で検討した内容については、事業場安全衛生委員会に報告し、承認を得ることになります。

### (2) 構成について

#### ① 構成員として想定される者

- a 事業所管長
- b 事務担当者
- c 設計・計画・工事等担当者
- d 安全管理者
- e 衛生管理者
- f 産業医
- g 職員団体の推薦者
- h その他事業場安全衛生委員会が必要と認めた者

※ 上記構成員については、それぞれの立場から、原則1名を選出するものとし、ただし、職員団体の推薦者については、1名以上で構成員の2割以内の人数（端数は切捨て）を選出するものとし、

※ 安全管理者及び衛生管理者については、他の立場から選出の構成員と兼ねることができるものとし、ただし、安全管理者と衛生管理者を兼ねることはできないこととし、

※ 安全管理者については、事業場安全衛生委員会を組織している所属の中に安全管理者として任命されている者あるいは過去に任命された者がいる場合には、その者を優先するものとし、いない場合には、職員課安全衛生担当が推薦します。

※ 衛生管理者については、事業場安全衛生委員会を組織している所属の中に有資格者がいる場合には、その者を優先するものとし、いない場合には、職員課安全衛生担当が推薦します。

※ 産業医については、会議の必要に応じて出席するものとします。

② 構成員の指名について

構成員は、事業場安全衛生委員会と事業所管が協議の上、指名します。ただし、職員団体の推薦者については、職員団体から推薦のあった者を指名するものとします。

③ 構成員の人数について

構成員は、15名以内とします。

④ 説明者について

安全衛生措置事前評価検討会は、必要に応じて、構成員以外の者を招請し、説明を求めることができるものとします。

(3) 評価について

① 「安全衛生措置事前評価シート」(様式第3号)により、評価を行います。

② 評価を行うに当たっては、安全衛生措置事前評価検討会設置判断シート(様式第1号)及び“MUST”チェックシート(事務所衛生基準規則等)(様式第2号)を参考資料として使用します。また、必要に応じて下記資料等を用意します。

a 施設、設備の配置図

b 構造物、機械等の平面図、断面図、立面図

c 施設等の規模及び管理組織の位置付け

d 設備の種類と設置場所に関するもの

e 原材料等の物理・化学的性質及び人体に及ぼす影響に関する資料

f 運転作業要領(作業方法・作業速度・作業姿勢)

g 製造工程概要、工程系統図、プロセス機器リスト等

h 作業導線に係る要員配置計画に関するもの

i 安全衛生管理体制に関するもの

j 業務に係る関係法令

k 安全衛生関係の資格、教育に関するもの

l 安全衛生上で予測される事項に関するもの

m その他評価に必要と認められるもの



#### (4) 議事進行等について

- ① 安全衛生措置事前評価検討会の事務局は、事業所管となります。
- ② 安全衛生措置事前評価検討会の議長は、事業所管長となります。
- ③ 検討会の開催回数は、特に制限しません。

#### (5) 実施時期について

- ① 基本構想段階（企画立案段階）
- ② 基本設計段階（導入計画・設計段階）、購入計画段階
- ③ 実施設計段階（発注段階）
- ④ しゅん工段階（使用開始段階）

※ 実施時期については、予算、検討時間等を考慮し、できるだけ早い段階から行うことが肝要です。特に、施設の建築の際には、実施設計段階では、基本的な部分（柱の位置等）の変更は困難になりますので、基本構想の段階から行う必要があります。

#### (6) 評価結果について

評価した結果については、安全衛生措置事前評価検討会結果報告書（様式第12号）により事業場安全衛生委員会委員長へ報告します。なお、安全衛生措置事前評価検討会から事業場安全衛生委員会への報告については、原則として審議が終了した時点としますが、必要に応じて、適宜報告するものとします。

### 8 制度の運用に当たって

- (1) 制度の趣旨にかんがみ、事業所管、事業場安全衛生委員会、建築担当課等の関係職員は、連絡を密にし、相互理解の上、実施することとします。
- (2) 制度の対象は、「3対象」となりますが、具体的に何が該当するのか、事業場安全衛生委員会で共通理解を図っておく必要があります。
- (3) 運用に当たり、本制度は、適宜見直しをすることとし、見直しについては、安全衛生事前評価審査会において審議するものとします。

(様式第1号)

## 安全衛生措置事前評価検討会設置判断シート

提出日 平成 年 月 日

① 対象の名称			
② 評価対象	<input type="checkbox"/> 新規(施設、設備、機械、器具) <input type="checkbox"/> 変更(施設、設備) <input type="checkbox"/> 新規(原材料)		
③ 評価段階	施設、設備: <input type="checkbox"/> 基本構想段階 <input type="checkbox"/> 基本設計段階 <input type="checkbox"/> 実施設計段階 <input type="checkbox"/> しゅん工段階 機械、器具、設備、原材料: <input type="checkbox"/> 購入計画段階		
④ 施設種類	<input type="checkbox"/> 事務系施設 <input type="checkbox"/> 事業系施設 <input type="checkbox"/> 教育系施設 <input type="checkbox"/> 文化施設 <input type="checkbox"/> その他		
⑤ 規模	想定建設費用	円 (備考 )	
	想定床面積	㎡ (備考 )	
	想定職員数	人 (備考 )	
⑥ 類似対象			
⑦ 検討日	平成 年 月 日、 月 日、 月 日		
⑧ 事業所管			
⑨ 事業場 安全衛生委員会	<input type="checkbox"/> 出張所等 <input type="checkbox"/> 福祉施設 <input type="checkbox"/> 保健医療施設 <input type="checkbox"/> 清掃事業 <input type="checkbox"/> 建設事業等 <input type="checkbox"/> 水道事業 <input type="checkbox"/> 下水道事業 <input type="checkbox"/> 教育施設等 <input type="checkbox"/> 給食センター <input type="checkbox"/> 本庁等		

※ ④、⑤は、評価対象が、施設の場合に記入すること。

事 例 等	⑨危険源 の分類	⑩事故・疾病		⑪改善方法	
		例	大きさ	教育訓練	設備等具体的改善方法
⑩類似対象に係る過去の公務災害事例 ※調査した期間を明記					
⑪他事例 ※出典を明記					

⑫ 経験上の危険源						
⑬ 得られた情報からの危険源						
⑭ その他改善要望						
⑮ 総合評価	<input type="checkbox"/> マニュアルの確認やリスクに関する教育訓練を徹底することでリスクが軽減できる(または、他に方法がない)と考えられるため、取組みを徹底することで対応し、評価検討会の設置を求めない。 <input type="checkbox"/> 設備等の改善が必要であるが、大部分の危険源(ハザード)が具体的に特定でき、それを要望・改善することによりリスクを軽減できると考えられるため、評価検討会の設置を求めない。 <input type="checkbox"/> 公務災害や経験上の危険源等による事例が比較的多いが、事故・疾病等の大きさが軽度のものが大半であるため、評価検討会の設置を求めない。 <input type="checkbox"/> 公務災害や経験上の危険源等による事例が比較的多く、潜在する危険源(ハザード)が他にも存在する可能性はあるが、設備等の改善や当事者による現場での研修等努力により労働災害を未然に防ぐことができると考えられるため、評価検討会の設置を求めない。 <input type="checkbox"/> 公務災害や経験上の危険源等による事例が設備・機器の構造上の問題によることが多く、潜在する危険源(ハザード)の把握・対応により公務災害の未然防止に大きく効果があると考えられるため、評価検討会の設置を求める。					
⑯	二重チェックの対象	<input type="checkbox"/> 対象	<input type="checkbox"/> 対象でない			

## ◀ 安全衛生措置事前評価検討会設置判断シートの記入の仕方 ▶

本シートは、対象に係る安全衛生措置事前評価検討会を設置するかどうかを判断するためのシートです。本シートを用いて、対象に係る過去の公務災害や、関係職員の経験上の危険源等を洗い出し、更なる検討が必要であると認められる場合は、安全衛生措置事前評価検討会を設置することになります。

※ 危険源：職員等に負傷又は疾病を生じさせる潜在的な根源。「ハザード」、「危険性・有害性」ともいう。

### ◆ 記入の仕方 ◆

- ① 対象の名称：施設、設備、機械、器具、原材料の名称を記入する。名称がない場合、わかりやすい仮称を記入する。（例：新給食センター）
- ② 評価対象：評価する対象にチェックを入れる。
- ③ 評価段階：該当する段階にチェックを入れる。
- ④ 施設種類：評価対象が施設の場合、該当施設にチェックを入れる。
- ⑤ 規模：評価対象が施設の場合、記入する。初期の段階で詳細が未定である場合には、類似施設の数値を記入する。
- ⑥ 類似対象：類似の対象物があれば記入する。
- ⑦ 検討日：検討した日を記入する。複数回あるときは、すべて記入する。
- ⑧ 事業所管：事業所管名を記入する。
- ⑨ 事業場安全衛生委員会：該当委員会にチェックする。
- ⑩ 類似対象に係る過去の公務災害事例：事業所管及び事業場安全衛生委員会で記入する。事例には、事例を調査した期間を記入すること。
- ⑪ 他事例：対象に係る公務災害について、安全衛生情報センターや新聞等の情報があれば記入する。
- ⑫ 経験上の危険源：対象について、職員の経験から危険情報があれば記入する。公務災害が発生しなくても、ヒヤリハット事例や日常不安を感じていることも記入する。
- ⑬ 得られた情報からの危険源：図面等得られた情報から予想される危険を記入する。
- ⑭ その他改善要望：判断の対象外ではあるが、改善すれば、安全衛生上の観点から、更に良くなることが見込まれることを記入する。
- ⑮ 危険源の分類：下記を参照し、記入する。
- ⑯ 事故・疾病：下記を参照し、例と大きさを記入する。

- ⑰ 改善方法：下記を参照し、具体的に対策がある場合、記入する。
- ⑱ 総合評価：⑩から⑬の内容を総合的に判断して、評価検討会議を設置するかどうか結論付ける。過去に重大事故があったとしても、原因が明らかで対応がとれることもあるので、単に危険の大小だけの判断ではない。
- ⑲ 二重チェックの対象：「検討会を設置しない」とした場合には、二重チェックの対象となる。

【参考Ⅰ】

危険源と事故・疾病例

危険源の分類		事故・疾病例
危険性	機械等	挟む、巻き込まれる、切る、こする、押しつぶされる、切断
	爆発物・引火物	爆発、破裂、火災
	電気・熱	感電、火傷
	作業方法	
	作業場所の危険性	墜落、転落、足を滑らし転倒、つまずき転倒、物の落下、衝突、踏み抜き
	作業行動	脱臼、じん帯損傷
	その他	場内の交通事故
有害性	原材料、粉じん	皮膚科疾病、呼吸器系疾病
	高温、騒音、振動	聴覚障害、振動障害
	作業行動	腰痛、頸肩腕症候群
	その他	

【参考Ⅱ】

影響の大きさ(重篤度)の例

- ①致命的：死亡災害や身体の一部に永久損傷を伴うもの
- ②重大：休業災害(1ヶ月以上のもの)、一度に多数の被災者を伴うもの
- ③中程度：休業災害(1ヶ月未満のもの)、一度に複数の被災者を伴うもの
- ④軽度：不休災害やかすり傷程度のもの

【参考Ⅲ】

対応方法(措置)例

除去又は低減	<input type="checkbox"/> 危険な作業の廃止、変更 <input type="checkbox"/> 危険性、有害性の低い材料への代替
工学的対策	<input type="checkbox"/> ガード <input type="checkbox"/> インターロック <input type="checkbox"/> 安全装置 <input type="checkbox"/> 局所排気装置
管理的対策	<input type="checkbox"/> マニュアルの整備 <input type="checkbox"/> 立入禁止措置 <input type="checkbox"/> 警報の運用 <input type="checkbox"/> 二人組制 <input type="checkbox"/> 教育訓練 <input type="checkbox"/> 健康管理
個人用防護具	<input type="checkbox"/> 呼吸用保護具 <input type="checkbox"/> 保護衣

“MUST”チェックシート(事務所衛生基準規則等)

事業場安全衛生委員会名  
所 属

項 目	基 準	備 考	根 拠	建築課及び 事業所管 確認欄	事業場安全 衛生委員会 確認欄
気 積	10㎡/人以上とすること。	定員により計算すること。			
窓その他の開口部	最大解放部分の面積が床面積の1/20以上とすること。	1/20未満のとき換気設備を設けること。			
室内空気 の 環境基準	一酸化炭素	50ppm以下とすること。	検知管等により測定すること。		
	二酸化炭素	0.5%以下	検知管等により測定すること。		
温度	10℃以下の場合 冷房実施の場合	暖房等の措置を行うこと。 外気温より著しく低くないこと。	外気温との差は7℃以内とすること。		
中央管理方式による場合	供給空気 の清 浄度	浮遊粉じん (約10マイクロ ン以下)	0.15mg/㎡以下とすること。	デジタル粉じん計、ろ紙じんあい計等により測定すること。 吹出口等で測定すること。	
		一酸化炭素	10ppm以下とすること。	検知管等により測定すること。	
		二酸化炭素	0.1%以下とすること。	検知管等により測定すること。	
	室内空気 の基 準	気 流	0.5m/s以下とすること。	0.2m/s以上の測定可能な風速計により測定すること。	
		室 温	17℃以上28℃以下になるように努めること。	0.5℃目盛の温度計により測定すること。	
		相 対 湿 度	40%以上70%以下になるように努めること。	0.5℃目盛の乾湿球温度計(アウグスト乾湿計・アスマン通風乾湿計)	
測 定	2月以内ごとに1回定期に行うこと。	結果を記録し、3年間保存すること。			
機械換気設備	供給空気 の清 浄度	浮遊粉じん 0.15mg/㎡以下とすること。 一酸化炭素 10ppm以下とすること。 二酸化炭素 0.1%以下とすること。	空気調和設備の場合と同様		
	室の気流	0.5m/s以下とすること。			

空 気 環 境

事務所の環境管理

(様式第2号) “MUST”チェックシート(事務所衛生基準規則等)

事業場安全衛生委員会名  
所 属

項 目	基 準	備 考	根 拠	建築課及び 事業所管 確認欄	事業場安全 衛生委員 確認欄
燃焼器具	室等の換気	排気筒、換気扇、その他の換気設備を設けること。			
	器具の点検	異常の有無の日常点検を行うこと。			
初めて使用するとき、機械換気設備の点検	室内空気の環境基準	50ppm以下とすること。 0.5%以下とすること。	検知管等により測定すること。 検知管等により測定すること。		
	精密な作業	300ルクス以上とすること。	結果を記録し、3年間保存すること。		
採光・照明	普通作業	150ルクス以上とすること。			
	粗な作業	70ルクス以上とすること。			
採光・照明の方法		①明暗の対照を少なくすること(局所照明と全般照明を併用)。 ②まぶしさをなくすること。	局所照明に対する全般照明の比は約1/10以上が望ましい。 光源と目を結ぶ線と視線とがなす角度は30度以上が望ましい。		
	照明設備の点検	6月以内ごとに1回定期に行うこと。			
騒音防止	騒音防止伝ば	①作業室を専用室とすること。 ②専用室はしや音及び吸音の機能をもつ隔壁とすること。			
	水、質 基 準	水道法第4条に規定する水質基準に適合すること。	地方公共団体等の行う検査によること。		
給 水	給水栓における水に含まれる残留塩素	遊離残留塩素の場合0.1ppm以上とすること。 結合残留塩素の場合0.4ppm以上とすること。			
	給水栓における水に含まれる残留塩素	遊離残留塩素の場合0.2ppm以上とすること。			

事務室の環境管理



## “MUST”チェックシート(事務所衛生基準規則等)

事業場安全衛生委員会  
所 属 名 会 員 名

項目	目		基準	備考	根拠	建築課及び 事業所管 確認欄	全 衛生委員 会 認 欄
	給水	汚染等の 場合					
	給水栓における水に含まれる残留塩素	汚染等の場合	結合残留塩素の場合1.5ppm以上とすること。				
	排出基準		汚れの漏出防止のため補修及びそ うじを行うこと。				
	清掃及びねずみ、こん虫等の防除		6月以内ごとに1回定期に行うこと。 統一的に行うこと。				
	廃棄物		労働者は、廃棄物を一定の場所に 棄てること。				
	区別		男性用と女性用に分ける。				
	男性用大	便所	60人以内ごとに1個以上とすること。				
	男性用小	便所	30人以内ごとに1個以上とすること。				
	女性用	便所	20人以内ごとに1個以上とすること。				
	便池		汚物が土中に浸透しない構造とする こと。				
	手洗い設備		流出する清浄な水を十分に供給す ること。				
	床の構造等		床及び周壁を不透水性の材料で塗 装し、かつ、排水に便利な構造とす ること。 ※有害害物、腐食しやすい物又は悪臭 のある物による汚染のある床及び周 壁並びに水その他の液体を多量に 使用することにより湿潤のおそれが ある作業場の床及び周壁				
	洗面	洗面	洗面設備を設けること。				
	身体を汚染するおそれのある業務		洗眼、洗身若しくはほかの設備を 設け、それぞれ必要な用具を備える こと。				
	被服を汚染するおそれのある業務		更衣設備又は洗たくの設備を設け、 それぞれ必要な用具を備えること。				

(様式第2号) “MUST”チェックシート(事務所衛生基準規則等) 事業場安全衛生委員会名 所 属 名

項目	目	基 準	備 考	根 拠	建築課及び 事業所管 確認欄	事業場安全 衛生委員 会 認 欄
清潔	被服	洗濯の設備を設けること。				
	休憩	休憩の設備を設けること。				
休養	夜間の睡眠又は仮眠	睡眠又は仮眠の設備を設けること。	男性用、女性用に区別すること。			
	50人以上又は女性30人以上	休憩室又は休養所を設けること。	男性用、女性用に区別すること。			
	持続的立業	いすを備え付けること。				
救急	用具の備付け	ほう帚材料、ピンセット及び消毒薬				
		火傷薬	高熱物体を取り扱う作業場その他の おそれのある作業場			
		止血帯、副木、担架等	重傷者を生じるおそれのある作業場			

(様式第3号)

# 安全衛生措置事前評価シート

対象物

視点	危険性及び有害性の特定		特定した危険性及び有害性が見積もり				特定した危険性及び有害性の低減措置案	備考
	危険源	危険源に接触することで発生するおそれのある災害	重篤度	危険源に近づく頻度	災害発生の可能性	優先度		
機器								
作業工程								
作業動線								
その他								

# ○リスクの見積もり

## ●重篤度の区分

重篤度	評価点	判定の基準
致命的	10	死亡災害や身体の一部に永久損傷を伴うもの
重大	6	休業災害(1ヶ月以上もの)、一度に多数の被災者を伴うもの
中程度	3	休業災害(1ヶ月未満のもの)、一度に複数の被災者を伴うもの
軽度	1	不休災害やかすり傷程度のもの


## ●危険源に近づく頻度

評価	評価点	判定の基準
頻繁	4	1日に3回以上近づく。
時々	2	1日に1、2回近づく。
めったにない	1	ほとんど近づくかない。

## ●災害発生の可能性の度合

発生の可能性	評価点	判定の基準
確実である	6	安全対策がなされていない。 安全ルールを守っていても、よほど注意力を高めないと災害に繋がる。
可能性が高い	4	安全装置がない。 安全ルール、作業標準等はあるが守りにくい。注意力を高めないとケガにつながる可能性がある。
可能性がある	2	安全装置等に不備がある。 安全ルール、作業標準等はあるが一部守りにくいところがある。うっかりしているとケガにつながる可能性がある。
可能性はほとんどない	1	安全装置が設置され危険領域への立入りが困難な状態 安全ルール、作業標準等が整備されており、守りやすい。特別に注意しなくてもケガをすることはほとんどない。

## ●リスクのレベル分け

評価	レベル	評価点合計	リスク低減のための優先度	措置基準	措置する順序
耐えられないリスク	IV	14~20	安全衛生上、重大な問題がある。	リスク低減を直ちに行う。	
大きなリスク	III	11~13	安全衛生上、問題がある。	リスク低減を速やかに行う。	
中程度のリスク	II	7~10	安全衛生上、多少の問題がある。	リスク低減を計画的に行う。	
軽微なリスク	I	3~6	安全衛生上の問題はほとんどない。	費用対効果を考慮して低減措置を行う。	

(様式第4号)

平成 年 月 日

事業場安全衛生委員会委員長 様

所 属  
所属長

### 安全衛生措置事前評価検討会設置協議書

このことについて、下記の内容により協議を依頼します。

#### 記

対 象
内 容
対象項目 <input type="checkbox"/> 新規に建設する施設又は新規に設置若しくは導入する設備・機械・器具 <input type="checkbox"/> 施設又は設備の大規模な改築又は主要な構造の変更 <input type="checkbox"/> 本市で新たに採用する原材料
その他特記事項 <input type="checkbox"/> 他の事業場安全衛生委員会への協議 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 「あり」の場合の事業場安全衛生委員会名 _____

(様式第5号)

平成 年 月 日

長 様

事業場安全衛生委員会委員長

### 安全衛生措置事前評価検討会設置協議結果通知書

このことについて、下記のとおり協議した結果を通知します。

#### 記

対象
協議結果 <input type="checkbox"/> 設置を要する 速やかに、「安全衛生措置事前評価検討会」を開催してください。 理由、留意する点等 <input type="checkbox"/> 設置を要しない 本委員会では、「安全衛生措置事前評価検討会」を開催することは要しないとしましたが、この結果については、「安全衛生措置事前評価審査会」にて再度審議することになります。「安全衛生措置事前評価審査会」にて、「安全衛生措置事前評価検討会」を開催することを要すると決定した場合には、開催することとなります。
対象項目 <input type="checkbox"/> 新規に建設する施設又は新規に設置若しくは導入する設備・機械・器具 <input type="checkbox"/> 施設又は設備の大規模な改築又は主要な構造の変更 <input type="checkbox"/> 本市で新たに採用する原材料

※事業場安全衛生委員会委員長は、この通知の写しを総務部職員課安全衛生担当へ提出してください。

(様式第6号)

平成 年 月 日

自治労埼玉県本部川越市職分会  
執行委員長 様

事業場安全衛生委員会委員長

安全衛生措置事前評価検討会構成員の推薦について (依頼)

このことについて、下記対象に係る安全衛生措置事前評価を検討するため、安全衛生措置事前評価検討会を設置することになりました。

つきましては、職員団体が推薦する構成員 名について、御回答くださるようお願いいたします。

記

対 象

\_\_\_\_\_

事業場安全衛生委員会委員長 様

自治労埼玉県本部川越市職分会  
執行委員長

安全衛生措置事前評価検討会構成員の推薦について (回答)

このことについて、下記のとおり回答します。

対 象		
所 属	職 名	氏 名

(様式第7号)

平成 年 月 日

長 様

事業場安全衛生委員会委員長

### 安全衛生措置事前評価検討会構成員決定通知書

このことについて、下記のとおり決定しましたので、通知します。

#### 記

対 象	所 属	職 名	氏 名
事業所管長			
事務担当者			
事務担当者			
事務担当者			
設計・計画・工事等担当者			
設計・計画・工事等担当者			
設計・計画・工事等担当者			
設計・計画・工事等担当者			
安全管理者			
衛生管理者			
産業医			
職員団体の推薦者			
職員団体の推薦者			
職員団体の推薦者			
その他必要と認められる者			
その他必要と認められる者			



(様式第8号)

平成 年 月 日

長 様

事業場安全衛生委員会委員長

### 安全衛生措置事前評価検討会構成員決定通知書

このことについて、貴所属職員が、下記の安全衛生措置事前評価検討会の構成員となりましたので、通知いたします。

なお、今後数回、検討会を開催いたしますので、御配慮くださるようお願いいたします。

#### 記

1 対 象 \_\_\_\_\_

2 検討会の所管課 \_\_\_\_\_

3 該 当 職 員 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

4 検討会での担当

① 事務担当者    ② 設計・計画・工事等担当者    ③ 安全管理者

④ 衛生管理者    ⑤ 産業医    ⑥ 職員団体の推薦者

⑦ その他必要と認められた者

5 そ の 他

(様式第9号)

平成 年 月 日

様

事業場安全衛生委員会委員長

### 安全衛生措置事前評価検討会構成員決定通知書

このことについて、貴職は、下記の安全衛生措置事前評価検討会の構成員となりましたので、通知いたします。

なお、今後数回、検討会を開催いたしますので、御協力くださるようお願いいたします。

#### 記

- 1 対 象 \_\_\_\_\_
- 2 検討会の所管課 \_\_\_\_\_
- 3 検討会での担当
  - ① 事務担当者
  - ② 設計・計画・工事等担当者
  - ③ 安全管理者
  - ④ 衛生管理者
  - ⑤ 産業医
  - ⑥ 職員団体の推薦者
  - ⑦ その他必要と認めた者
- 4 そ の 他

(様式第10号)

平成 年 月 日

様

安全衛生措置事前評価検討会議長

### 安全衛生措置事前評価検討会の開催について（通知）

このことについて、下記のとおり安全衛生措置事前評価検討会を開催いたしますので、構成員である \_\_\_\_\_ 氏の出席について御配慮くださるようお願いいたします。

#### 記

- 1 対 象 \_\_\_\_\_
- 2 開 催 日 平成 年 月 日 ( ) 時 分 \_\_\_\_\_
- 3 場 所 \_\_\_\_\_
- 4 構 成 員 \_\_\_\_\_
- 5 検討会での担当
  - ① 事務担当者
  - ② 設計・計画・工事等担当者
  - ③ 安全管理者
  - ④ 衛生管理者
  - ⑤ 産業医
  - ⑥ 職員団体の推薦者
  - ⑦ その他必要と認めた者
- 6 そ の 他

(様式第11号)

平成 年 月 日

様

安全衛生措置事前評価検討会議長

### 安全衛生措置事前評価検討会の開催について（通知）

このことについて、下記のとおり安全衛生措置事前評価検討会を開催いたしますので、出席くださるようお願いいたします。

#### 記

- 1 対 象 \_\_\_\_\_
- 2 開 催 日 平成 年 月 日 ( ) 時 分
- 3 場 所 \_\_\_\_\_
- 4 検討会での担当
  - ① 事務担当者
  - ② 設計・計画・工事等担当者
  - ③ 安全管理者
  - ④ 衛生管理者
  - ⑤ 産業医
  - ⑥ 職員団体の推薦者
  - ⑦ その他必要と認めた者
- 5 そ の 他

(様式第12号)

平成 年 月 日

事業場安全衛生委員会委員長 様

安全衛生措置事前評価検討会議長

### 安全衛生措置事前評価検討会結果報告書

このことについて、下記のとおり報告します。

記

検討会開催日	検討内容	検討結果

(様式第13号)

平成 年 月 日

所 属 長 様

事業場安全衛生委員会委員長

安全衛生措置事前評価検討結果通知書

このことについて、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

対 象	
検 討 結 果	

(様式第14号)

平成 年 月 日

安全衛生措置事前評価審査会長 様

事業場安全衛生委員会委員長

### 安全衛生措置事前評価検討会設置要否再審議依頼書

このことについて、下記の内容により依頼します。

#### 記

対 象
内 容
対象項目 <input type="checkbox"/> 新規に建設する施設又は新規に設置若しくは導入する設備・機械・器具 <input type="checkbox"/> 施設又は設備の大規模な改築又は主要な構造の変更 <input type="checkbox"/> 本市で新たに採用する原材料
その他特記事項

※ 「安全衛生措置事前評価検討会設置判断シート」(様式第1号)、対象が「施設」の場合には、「“MUST”チェックシート(事務所衛生基準規則等)」(様式第2号)を添付してください。

(様式第15号)

平成 年 月 日

事業場安全衛生委員会委員長 様

安全衛生措置事前評価審査会長

### 安全衛生措置事前評価検討会設置要否決定通知書

このことについて、下記のとおり審議した結果を通知します。

#### 記

対象
審議結果
<input type="checkbox"/> 設置を要する 速やかに、「安全衛生措置事前評価検討会」を開催してください。 理由、留意する点等
<input type="checkbox"/> 設置を要しない 本委員会では、「安全衛生措置事前評価検討会」を開催することは要しないとし ましたが、事業所管において、適切な安全衛生措置を実施するようにしてください。
対象項目
<input type="checkbox"/> 新規に建設する施設又は新規に設置若しくは導入する設備・機械・器具 <input type="checkbox"/> 施設又は設備の大規模な改築又は主要な構造の変更 <input type="checkbox"/> 本市で新たに採用する原材料

※ 事業場安全衛生委員会委員長は、この通知の写しを事業所管及び総務部職員課安全衛生担当へ通知してください。



(様式第16号)

平成 年 月 日

川越市職員安全衛生委員会委員長 様

事業場安全衛生委員会委員長

安全衛生措置事前評価に係る案件について (報告)

このことについて、下記のとおり報告します。

記

対象
<input type="checkbox"/> 新規に建設する施設又は新規に設置若しくは導入する設備・機械・器具 <input type="checkbox"/> 施設又は設備の大規模な改築又は主要な構造の変更 <input type="checkbox"/> 本市で新たに採用する原材料
安全衛生措置事前評価検討会開催の有無 <input type="checkbox"/> 開催する(した) <input type="checkbox"/> 開催しない <input type="checkbox"/> 安全衛生措置事前評価審査会にて非開催を決定
概要及び結果

※ 事業場安全衛生委員会委員長は、この報告書の写しを総務部職員課安全衛生担当へ提出してください。

(様式第17号)

平成 年 月 日

安全衛生措置事前評価審査会長 様

事業場安全衛生委員会委員長  
所属長

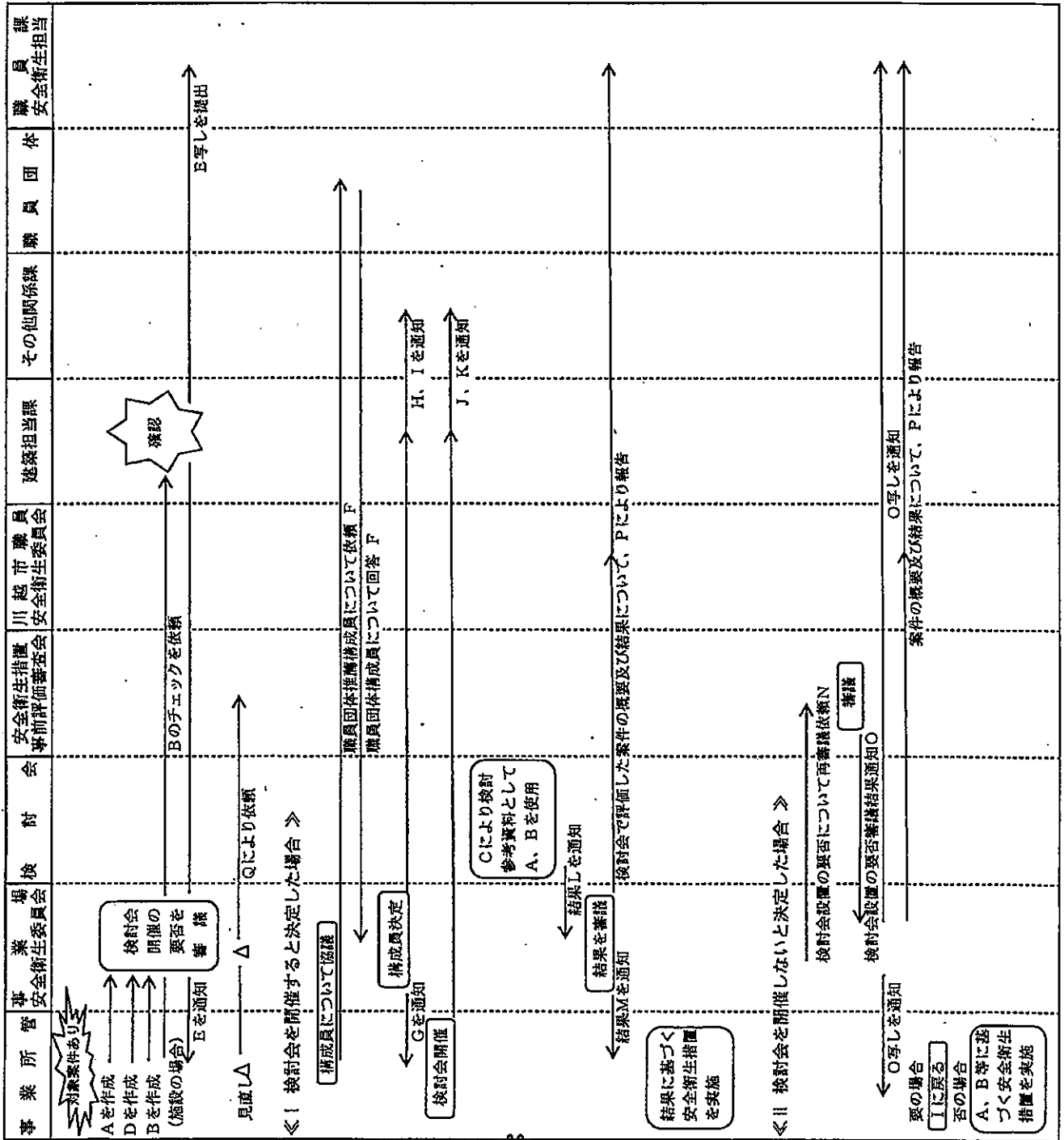
安全衛生措置事前評価実施要領の見直しについて（依頼）

このことについて、下記のとおり見直しを依頼します。

記

見直しを依頼する部分
理由

# 安全衛生措置事前評価の流れ



## ☆ 様式

- 様式第1号
- A: 安全衛生措置事前評価検討会設置判断防シート
- 様式第2号
- B: "MUST" チェックシート (事務所衛生基準規則等)
- 様式第3号
- C: 安全衛生措置事前評価シート
- 様式第4号
- D: 安全衛生措置事前評価検討会設置協議書
- 様式第5号
- E: 安全衛生措置事前評価検討会設置協議結果通知書
- 様式第6号
- F: 安全衛生措置事前評価検討会構成員の推薦について (依頼)
- 様式第7号
- G: 安全衛生措置事前評価検討会構成員決定通知書  
( 事業場安全衛生委員会委員長 → 事業所管長 )
- 様式第8号
- H: 安全衛生措置事前評価検討会構成員決定通知書  
( 事業場安全衛生委員会委員長 → 構成員所属長 )
- 様式第9号
- I: 安全衛生措置事前評価検討会構成員決定通知書  
( 事業場安全衛生委員会委員長 → 構成員 )
- 様式第10号
- J: 安全衛生措置事前評価検討会の開催について  
( 事業所管長 → 構成員所属長 )
- 様式第11号
- K: 安全衛生措置事前評価検討会の開催について  
( 事業所管長 → 構成員 )
- 様式第12号
- L: 安全衛生措置事前評価検討会結果通知書
- 様式第13号
- M: 安全衛生措置事前評価検討会結果通知書
- 様式第14号
- N: 安全衛生措置事前評価検討会設置要否再審議依頼書
- 様式第15号
- O: 安全衛生措置事前評価検討会設置要否決定通知書
- 様式第16号
- P: 安全衛生措置事前評価に係る案件について
- 様式第17号
- Q: 安全衛生措置事前評価実施要領の見直しについて